

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	川西倉庫株式会社
【英訳名】	KAWANISHI WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 康裕
【本店の所在の場所】	神戸市兵庫区七宮町一丁目 4番16号
【電話番号】	神戸 078(671)7931(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 高杉 誠
【最寄りの連絡場所】	神戸市兵庫区七宮町一丁目 4番16号
【電話番号】	神戸 078(671)7931(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 高杉 誠
【縦覧に供する場所】	川西倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市中央区本町三丁目 2番 8号) 川西倉庫株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目 4番18号) 川西倉庫株式会社 京浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目 9番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第159回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

ア．当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

イ．当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円とする。

この場合の配当総額は45,627,684円となる。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日とする。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」という。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行う。

(3) 上記各変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として若松康裕、高井孝明、川西二郎、福井博、齋藤修司を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岩浜順二、小林俊文、虎頭信宏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本補欠の監査等委員である取締役として古谷一夫を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額180百万円以内と定めることおよび取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定める。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入し報酬等の額および内容を決定する。

ウ．当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	67,001	89	0	97.61	可決
第2号議案	66,984	106	0	97.59	可決
第3号議案					
若松 康裕	66,973	117	0	97.57	可決
高井 孝明	66,970	120	0	97.57	可決
川西 二郎	66,965	125	0	97.56	可決
福井 博	66,966	124	0	97.56	可決
齋藤 修司	66,974	116	0	97.58	可決
第4号議案					
岩浜 順二	66,964	126	0	97.56	可決
小林 俊文	66,958	132	0	97.55	可決
虎頭 信宏	66,962	128	0	97.56	可決
第5号議案					
古谷 一夫	66,947	143	0	97.54	可決
第6号議案	66,872	218	0	97.43	可決
第7号議案	66,895	195	0	97.46	可決
第8号議案	66,885	205	0	97.45	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 賛成比率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分)に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数および当日出席の株主のうち賛成が確認できた議決権の合計数の割合であります。

エ．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上